

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ なお、介護など他の社会保障制度においても、利用者に費用を給付し、事業者が利用者に代理して請求し、受領する仕組みが設けられている。</li> <li>○ 既に例としては障害者自立支援がこのような仕組みなので、保険だということと、こういう仕組みにすることが結びつくということでもない。 (以下の議論に対する意見) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険は保険ということで、ある一定の個人給付的な概念も理解できるが、保育は保険にはなっていないので、やや無理が生じるのではないか。</li> </ul> </li> </ul>
<p>○ 保育料の納付</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 新たな制度体系においては、市町村が公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者と保育所等の当事者同士が公的保育契約を結ぶことになるので、費用は当事者である保育所等に納付されることが基本。</li> <li>◎ 一方で、例外的ではあるものの、保育所等において一定程度の発生が見込まれる保育料の滞納について対応する必要が生じる懸念。</li> <li>◎ 例えば、医療保険制度では、被保険者が一部負担金を支払わなかった場合には、保険医療機関等が善良なる管理者と同一の注意をもって、支払いの受領に努めたが、なおその支払いがない場合に、保険医療機関等に代わって、保険者が被保険者から徴収する仕組みがある。 こういった例も参考に、市町村に課された質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務の一環として、新たな仕組みにおいて、保育料の滞納があった場合に、市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討することが必要。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新たな制度体系においては、市町村が公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者と保育所等の当事者同士が公的保育契約を結ぶことになるので、費用は当事者である保育所等に納付されることが基本となる。</li> <li>○ 保育料徴収、入所等の事務の負担について、できれば保育所に正規の事務職員（と必要な経費）がほしい。</li> <li>○ 徴収の問題について、なぜ保育だけが特別なのか。市町村の責任であって徴収も市町村がやれという議論は、論理が</li> </ul>

飛躍している。

(以下の議論に対する意見)

- ・ 個人給付的な色合いになると、利用料は保育所等の事業者に納めることになると思うが、そうでないとなると、やはり保育料は市町村が徴収すべき。
- ・ 保護者と市町村との間の保育保障に対する契約を基礎として、保育料は、保育を実施した部分に対して利用者が一定の義務を負うとの考えであれば、当然、保育料の徴収は市町村がすべき。
- ・ 「保育料負担とその内容の適正性、免除規定、支払い不履行に対する規定」等についてどのようにするかについて、利用者の「支払い義務」規定を検討する。保育料の支払先は、「義務化との関係」で市町村とする（自治体によっては、施設が徴収を代行する。）。
- ・ 保育料は、個人情報を守る上からも市町村が家計所得に配慮して決定し、保護者が市町村に納入する。

◆ 一方で、例外的ではあるものの、保育所等において一定程度の発生が見込まれる保育料の滞納について対応する必要が生じる懸念がある。

○ 滞納の問題も今後心配な点。保育料に子ども手当を使っていけるようにしたらよいのではないか。

◆ 例えば、医療保険制度では、被保険者が一部負担金を支払わなかった場合には、保険医療機関等が善良なる管理者と同一の注意をもって、支払いの受領に努めたが、なおその支払いがない場合に、保険医療機関等に代わって、保険者が被保険者から徴収する仕組みがある。

こういった例も参考に、市町村に課された質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務の一環として、新たな仕組みにおいて、保育料の滞納があった場合に、市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討する必要があるのではないか。

○ 滞納への対応について、現状で滞納の処理、滞納者への対応は市町村は非常に苦勞しており、複雑かつデリケートな部分がある。十分市町村のかかわり方を整理して、具体的に保育所と連携して保育料の徴収、確保のフレームを考えるべき。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 強制徴収のようなことが、事業者が徴収していくときに、どのようにできていくのか。事業者と自治体の連携のようなどころも非常に必要になってくる。</li> <li>○ 保育料の未納の場合であっても、児童福祉の観点から当該児童の保育の保障を侵害することはできない。保育料未納の督促や未納の場合の補填などは市町村の支払い義務の一環として市町村が行うべき。</li> </ul>
<p>○ 利用した保育サービスの費用保障（給付）における単価設定のあり方</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 例えば、3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、管理費や人件費の一部など「長時間」「短時間」の区分を問わず共通して必要な費用が見込まれることから、単に時間数を比例して単価を設定するものではない。</li> <li>◎ 利用した保育サービスの費用保障（給付）における単価設定を検討するに当たっては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が保育の質の向上につなげられる単価設定</li> <li>・ 一時預かりや夜間保育など現行制度では事業運営が困難な類型に対する配慮についても考慮することが必要。</li> </ul> </li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 例えば、3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、管理費や人件費の一部など「長時間」「短時間」の区分を問わず共通して必要な費用が見込まれることから、単に時間数を比例して単価を設定するものではない。</li> <li>○ 保育所の運営費のほとんどが人件費であり、短時間だから半分とか、3分の2というようなわけにはいかない。</li> <li>○ 保育所は養護と教育が一体的に行われるところであり、保育単価をつくっていくときに、そうしたことが配慮されるのか不安がある。</li> <li>○ いわばソーシャルワーク費用、教育費用のような部分を個人に対する補助以外に事業者に対する一定量の補助として出すことはできないか。</li> <li>○ 今回の目的の中に保育士の処遇改善、保育の質の向上が挙がってくることを考えれば、保育単価設定のときに平均的な保育士の勤務年数を基準にするのではなく、例えば、3年・5年を上げた上でやるような合理的な根拠を考えなければならない。それが難しいならば、例えば研修費用などを保育単価に反映させるのではなく、事業主に対して補助し</li> </ul>

	<p>ていく財政の中に、それを含めていくというようなことは考えられないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実利用量・必要量の問題は、もう少し丁寧に実際に現場できちんと質を落とさない保育ができる職員配置と単価設定を十分に配慮しないと、量と質という部分で、言っていることとやっていることが違うことになりかねない。</li> <li>○ 最低基準との絡みで現行の保育単価が設定されている。単価設計では、2階建てのような形で、最低基準で保障されるようなものプラス利用者補助に加算したような組み合わせができないか。</li> <li>○ 現在の補助金額では一時預かり・夜間保育の事業運営が困難であることから、質の向上のために十分な予算の手当てが必要。</li> <li>○ 一時預かりや利用時間の短いケースは、受け入れる子どもと保護者の状況把握が難しく、適切な支援等のためには経験豊かな人材配置など体制強化と環境整備が必要。大幅な運営費の財源を確保すべき。</li> <li>○ 保育の質には人が重要であり、事業主体に関わらず、同じように保育者としての仕事をしているので、イコールフットになる単価設定の仕組みを検討していただきたい。</li> </ul>
--	--

## 7 利用者負担のあり方について

項目	論点及び意見
○ 利用者負担のあり方	<p>◎ 第1次報告での整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格（公費による補助額＋利用者負担額）を公定する。（公定価格）</li> <li>・ 利用量（実利用量ではなく必要量）に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮する。</li> <li>・ 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得の把握しうる市町村において行うものとする。</li> </ul> <p>◎ 年齢、規模、地域、時間帯など、単価設定を異ならせるとともに、利用者負担のあり方を変化させるかどうか、検討することが必要。</p>

- ◎ 利用者負担については低所得者への配慮が必要。
  - ◎ 利用者負担について検討するに当たっては、
    - ・ 現行の家計に与える影響を考慮した利用者負担の維持が適切
    - ・ 現行の保育費用の利用者負担は他の制度に比べて高く、所得に関わらず、誰でも大きな負担感なく一定率の負担で利用できるようにすべきであり、低所得者減免措置を伴う定率負担であるべき
    - ・ 付加的サービスの利用者負担のあり方の検討が必要
- 等の意見も考慮して検討することが必要。

◆ 第1次報告での整理

- ・ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格（公費による補助額＋利用者負担額）を公定する。（公定価格）
  - ・ 利用量（実利用量ではなく必要量）に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮する。
  - ・ 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得の把握しうる市町村において行うものとする。
- 第3階層・第4階層の滞納者が非常に多い印象。低所得者への配慮が必要。この辺の設定がうまくいけば、滞納も改善の方向にいくような気がする。
  - 利用者負担については、現行の「家計に与える影響を考慮して保育に係る児童の年齢等に応じた額」を徴収する仕組みを維持することが適切。
  - 経済的に厳しい若年層の子育て家庭が多いことをふまえ、現行の4割負担である利用者負担を他制度と同様に引き下げる必要がある。
  - 充実したサービス付加については応分の価格の設定という可能性があるような利用負担のあり方をぜひ残しておいてほしい。
  - 付帯事業等の内容や費用負担のあり方についても整理が必要。
  - 利用者負担は保障量ではなく、実際に量に対応したものとすべき。別途、保育所の運営がうまくいくかというのは、

	<p>保育所に対する支払いのあり方、単価の設定の仕方でも議論すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病気などやむを得ない理由でサービスを利用しなかった場合に利用者負担を求めることは、いわば 100%キャンセル料を求めるようなもの。</li> <li>○ 保育を実際にしている立場からすると、サービス提供は確かに行っているが、「価格」というようなものではない。</li> <li>○ 現行の保育費用の利用者負担は、医療や介護に比べて格段に高い。これは恐らく、本来児童を養護すべき親が全額負担すべきであるとの哲学からだろう。保育も医療や介護と同様、普遍的に国民に保障すべきサービスであり、所得にかかわらず、誰でも大きな負担感なく一定率の負担で利用できるようにすべき。低所得者減免措置を伴う定率負担であるべき。</li> <li>○ 誰もがアクセスできるような料金設定にするべきであって、保育料で所得再分配をどこまでやるかというのは少し見直していかなければならない。ただし、低所得者のところへは十分配慮しなければいけないことは前提。</li> </ul> <p>◆ 年齢、規模、地域、時間帯など、単価設定を異ならせるとともに、利用者負担のあり方を変化させるかどうか、検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度を国が変えたとき、自治体が財政状況が厳しいので、それまでの持ち出し負担をやめると、国としては軽減したつもりなのに、実際は負担が増える人が増えるということがある。</li> <li>○ 地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないこと自体が問題。今後保育単価の検討の際に、保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めるべき。</li> </ul>
<p>○ 標準的な利用保障の範囲の区分に応じた利用者負担のあり方</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、単価の違いに応じ、利用者負担も異なる取扱いとするかどうか。それぞれ異なった利用者負担額の中で、単価設定に関わらず所得に対する十分な配慮が必要。</p> </div> <p>◆ 3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、単価の違いに応じ、利用者負担も異なる取扱いとするかどうか。それぞれ異なった利用者負担額の中で、単価設</p>

<p>○ 標準的な利用保障の範囲を超えて保育サービスを利用する場合の利用者負担のあり方</p>	<p>定に関わらず所得に対する十分な配慮が必要。</p> <p>◎ 標準的な利用保障の範囲内の利用者負担とは別に、当該範囲を超えて保育サービスを利用する場合は、当該範囲を超える分の利用者負担について検討することが必要。</p> <p>◎ 標準的な利用保障の範囲を超えて保育サービスを利用する場合の利用者負担について検討するに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過勤務をするか否かを個人が選べる状態になく、超過勤務も含めて利用保障しないと安心して子育てできない状況</li> <li>・ 低所得で長時間勤務を余儀なくされている保護者に対し、通常より重い利用者負担を課すべきでない</li> <li>・ 延長保育や夜間保育については企業負担を求めるべき</li> <li>・ 残業の多い企業の抛出率を引き上げることによって働き方の見直しを進めるインセンティブを付与</li> <li>・ 一律に残業時間が多いから企業に負担を求めことは慎重に判断すべき</li> </ul> <p>等の意見も考慮して検討することが必要。</p> <p>◆ 標準的な利用保障の範囲内の利用者負担とは別に、当該範囲を超えて保育サービスを利用する場合は、当該範囲を超える分の利用者負担について検討する必要がある。</p> <p>○ 保育上限量を超えて利用する場合の負担の仕組み、あり方は子どもと保護者また職場の勤務状況から適切に判断することが必要。</p> <p>○ 超過勤務をするかしないかを自由に働く個人が選べる状態ではなく、その部分について財政支援しない、減らす、利用保障をしないということはいかがか。まだ超過勤務も含めて利用保障しないと安心して子育てができない状況。仮に超過勤務のところの利用負担を高くするようなことであれば、低所得であり、ダブルワークをしたりというような方々の経済的負担が高まるということになりかねない。</p> <p>○ 「定型、長時間、休日」の保育等に関しては、企業負担ということも当然法制化してはどうか。</p> <p>○ 延長保育や夜間保育の利用の負担について、そのような従業員の使い方をしている企業の責任を明らかにして議論すべき。例えば雇用保険に上乘せするとか、深夜労働をしている企業の協力の引き出し方も保育の中へ入れ込んでいけ</p>
---	---

	<p>ば、深夜労働について企業に再考を促すような効果もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の実情や対応がばらばらの中で、企業に対して一律にコスト負担を求めていくと、努力をしなくても同じではないかということになる。そうならないようなコスト負担のあり方もぜひ検討してもらいたい。</li> <li>○ 残業時間に対応する保育サービスについて、低所得で長時間勤務を余儀なくされている親に通常の時間より重い利用者負担を課すべきでない。通常時間と異なる費用負担を考えるのであれば、財源を事業者拠出に求め、残業の多い事業者は拠出率を引き上げることによって働き方の見直しを進めるインセンティブを与える。</li> <li>○ 残業が多い場合は個別の事象によるもので、一律に残業が増えているから事業主負担という発想は、少し慎重に判断いただきたい。</li> <li>○ 例えば、残業の多い事業者は拠出率を引き上げる場合、子持ち従業員に残業を課している事業者というより、残業量の多い事業者全体とする方がフェアだろう。子どもの有無に関わらず残業や長時間労働が多い今の働き方を考えると、残業や深夜労働の多い事業者は、子どもを育てやすい社会をつくるという今の流れに反しているから、高い負担を求めたいという考え方で理解を得られるのではないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様なサービスメニューに応じた利用者負担のあり方</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 多様なサービスメニューは、それぞれに必要な施設、職員等が異なるものであり、市町村から認定される保育の必要量が同一であったとしても、必要な費用は異なるものである。</li> <li>◎ そのため、多様なサービスメニューに応じて、単価は異なってくるものと考えられるが、利用者負担額について異なるようにすることが適当か否か。また、多様なサービスメニューに応じた所得に対する配慮が必要。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多様なサービスメニューは、それぞれに必要な施設、職員等が異なるものであり、市町村から認定される保育の必要量が同一であったとしても、必要な費用は異なるものである。</li> <li>◆ そのため、多様なサービスメニューに応じて、単価は異なってくるものと考えられるが、利用者負担額について異なるようにすることが適当か否か。また、多様なサービスメニューに応じた所得に対する配慮が必要。</li> </ul>

## 8 保育の質の向上について

項目	論点及び意見
○ 保育の質を支える要素	<p>◎ 保育サービスは、子どもの健全な育ちを支援する対人サービスであり、その質を支える主要な要素は次のとおり。これらについて、児童福祉施設最低基準及びそれに基づく設置認可、指導監督における最低限度の質の確保、また、研修、評価等による質の向上のための取組みが行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 物理的環境（施設設備の機能、面積等）</li> <li>(2) 保育者の配置等</li> <li>(3) 保育内容（養護と教育）</li> <li>(4) 保育者の質・専門性</li> </ul> <p>◎ 最低基準だけで保育の質を担保しているものではなく、質を下げないセーフティーネットと質を上げるインセンティブを制度として位置付けることが必要。</p> <p>◆ 保育サービスは、子どもの健全な育ちを支援する対人サービスであり、その質を支える主要な要素は次のとおり。これらについて、児童福祉施設最低基準及びそれに基づく設置認可、指導監督における最低限度の質の確保、また、研修、評価等による質の向上のための取組みが行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 物理的環境（施設設備の機能、面積等）</li> <li>(2) 保育者の配置等</li> <li>(3) 保育内容（養護と教育）</li> <li>(4) 保育者の質・専門性</li> </ul> <p>○ 保育の質の向上のための基本的視点としては次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児期の教育への投資は、社会的・経済的効果をもたらす</li> <li>(2) 発達障害や被虐待など保育・養育に専門性を必要とする事例の増加への対応</li> </ul>

	<p>(3) 保護者支援の強化</p> <p>(4) 保育士不足の解消のため長く続けられる環境づくりと待遇の向上</p> <p>○ 最低基準だけで保育の質を担保しているわけではない。保育の質の確保と向上ができるような仕組みを総合的に考えるべき。質を下げないセーフティーネットと、質を上げるようなインセンティブを制度としてどう位置付けるのか考えることが必要。</p> <p>○ 子どもの貧困に関する視点を仕組みの中で質に絡めて活かすことができないか。</p>
<p>○ 面積基準</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 昭和 23 年に定められた現行の最低基準は、保育室等の面積については、当時と同じ数値基準を定めている。限られた空間では、子どもに主体的な活動を促すことが難しく、子ども同士の関わりも少なくならざるを得ない。また、保育室の面積だけでなく、全体の生活の空間があるかどうかという点も重要。</p> <p>◎ 「機能面に着目した保育所の環境・空間にかかる研究事業」の研究会において、「現行の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の基準以上であることが必要」との報告が本年 3 月に取りまとめられている。</p> </div> <p>◆ 昭和 23 年に定められた現行の最低基準は、保育室等の面積については、当時と同じ数値基準を定めている。限られた空間では、子どもに主体的な活動を促すことが難しく、子ども同士の関わりも少なくならざるを得ない。また、保育室の面積だけでなく、全体の生活の空間があるかどうかという点も重要である。</p> <p>○ 今の最低基準では図れない子どもの育ちを保障するためには、より科学的根拠に基づいた、もっと広い空間あるいは育ちを保障してあげる生活空間というものが必要。最低基準は子どもの育ちを保障していくための空間・環境であり、今以上に最低基準を高めていくことにもっていくことこそ、子どもたちの生活を保障していくことである。</p> <p>○ 保育の質の向上を目指す必要があり、定数、広さにしても、まだまだ乏しいものがたくさんある。</p> <p>○ 現在の面積基準が、国際的にもかなり低い状態であることは確認されているので、他の国に比べてどういう状況なのかデータをもって見せてほしい。</p> <p>○ 質の確保と向上は、質を落とさないという仕組みと、向上で上げる仕組みをうまくクロスさせていく必要。最低基準</p>

	<p>がすべて保育の質の確保・向上を背負い込んでいるわけではない。もっと多面的な質の確保・向上の担保を、仕組みとしていろいろ工夫しなければならない。</p> <p>○ 福祉は一人一人に着目しているから一人何㎡だが、幼稚園の場合は「集団」という単位で捉えている。養護と教育が一体となった保育といくことで、一人何㎡の発想は大事にしながら、一人何㎡だけではない、もう少しクロスさせるような発想も、質の点では要るだろう。</p> <p>○ 現在の最低基準は 60 年近く運用されたものであり、保育を行うことがまったく不可能というほどまでの状況は見られなかったが、「食寝分離」など様々な課題がある。現在の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の最低基準以上であることが必要。</p> <p>◆ 「機能面に着目した保育所の環境・空間にかかる研究事業」の研究会において、「現行の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の基準以上であることが必要」との報告が本年 3 月に取りまとめられている。</p>
<p>○ 職員配置基準</p>	<p>◎ 保育従事者には保育士資格を有することを求めているところ、保育は、乳幼児期の子どもの発達過程を踏まえ、保育環境を構成し、養護・教育を一体的に行うという特性があり、さらに、親支援や障害のある子どもの受入れなど、保育所の役割の深化・多様化もあり、保育従事者に求められる資質や専門性はますます高まっている。</p> <p>◎ 現行の保育士の配置数は、年長児を中心に、国際的にみても手薄いと指摘があり、また、8 時間の保育時間を前提とした配置でありながら、実際の利用時間は開所時間の 11 時間となっているとの指摘もある。さらに、保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まりも指摘。</p> <p>◎ 職員配置基準の検討に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士の負担の高まりを検証した上で、職員配置を検討すること</li> <li>・ 8 時間の保育時間と 11 時間の開所時間という実態に即した職員配置が必要</li> <li>・ 保育の実態・現場の問題に沿った保育運営費、複数担当・交代制などを可能とする人員配置、労働条件の確保</li> </ul>

が急務

- ・ 保育現場でのタイムスタディなどデータ化において検証しつつ、具体化するべき等の意見も考慮して検討することが必要。

- ◆ 保育従事者には保育士資格を有することを求めているところ、保育は、乳幼児期の子どもの発達過程を踏まえ、保育環境を構成し、養護・教育を一体的に行うという特性があり、さらに、親支援や障害のある子どもの受入れなど、保育所の役割の深化・多様化もあり、保育従事者に求められる資質や専門性はますます高まっている。
- 現在認可保育所の配置基準は保育士に限定をされているが、認定こども園という流れもある中、また就学前まで子どもを預かることに鑑み、幼稚園免許取得者も一定の割合で可能にしていくなど、今後量・質の確保ということにおいて検討すべき。
- 先駆的な実践として、保育所に配置した子育て支援コーディネーターが、保育所入所前から子育て家庭に対し、子育て支援プランを作成している取組みがある。
- 市町村のコーディネート機能の役割とともに、保育所でもコーディネーターを将来的には配置願いたい。有効に保育所の機能を社会的に活用する仕掛けになる。
- ◆ 現行の保育士の配置数は、年長児を中心に、国際的にみても手薄いと指摘があり、また、8時間の保育時間を前提とした配置でありながら、実際の利用時間は開所時間の11時間となっているとの指摘もある。さらに、保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まりも指摘されている。
- 物的な環境だけでなく、人的な環境もどれくらい子どもに対して必要なのかというの、科学的根拠を明らかにすべき。
- 現在の運営費の算定は山型理論になっているが、最近山型が台形に近い状況になってきており（運営費が8時間保育を前提になっている一方で、開所時間の11時間利用の子どもが増えてきており）、現在の運営費で職員の週40時間の労働というのは非常に厳しい現実がある。
- 「保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まり」について、多分そうだろうと思うものの、きち

	<p>んと説得力を持つようにするためには、どのようなことを指しているのか、どのような問題が現場で起きているのか、という点で保育士の負荷が高まっているのかを検証した上で、さらに手厚くしていく必要があるという結論につなげていくことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8時間の保育時間と開所時間の11時間の整合性を取ることを含めて、11時間の開所時間の中できちんと40時間労働が確保できる検討が必要。</li> <li>○ 保育所は11時間開所を前提にしているにもかかわらず、保育士の配置基準は8時間を前提として定められているので、実態にあった配置基準となるように見直すことが必要。</li> <li>○ 短時間保育士の導入により、質の向上を図っていくには、現場として危うくなっている状況にある。</li> <li>○ 同年齢でも発達・育ちの違いがある月齢・年齢（とくに0～3歳児）に応じた職員配置が必要。人員体制の不足から現実としては十分な対応ができなく不安を感じる場合があり、職員配置の拡充は不可欠。配置基準の改善に加え、グループ規模の小規模化が必要。</li> <li>○ 保育の質を確保するには、開所時間中の保育士の配置は配置基準どおりできるよう積算するべき。保育の実態・現場の問題にそった保育運営費、複数担当・交代制などを可能とする人員配置、労働条件の確保が急務。そのためには、保育現場でのタイムスタディなどデータ化において検証しつつ、具体化するべき。</li> <li>○ 保育の質の向上をはかるためには、保育士が安心・安定して雇用を継続できる環境を整える必要があり、正規保育士として身分保障することのできるよう、短時間・非常勤保育士の配置、非正規保育士の配置には一定の制限をかけることも検討するべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方分権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地方分権 - 保育所に係る最低基準は、子どもの生活の安全、健やかな育ちを保障するために、国が最低限度必要な基準を全国共通のものとして定めているものであるが、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、地方分権の観点から、廃止又は条例へ委任すべきとして、最低基準のあり方について検討が求められている。</li> <li>○ 第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針は、一部であっても大都市では面積基準を緩和してもよいということで、この委員会、それから少子化対策特別部会で議論してきた「質」というところからすると、かなりずれている。</li> <li>○ 子どもに保障される保育の質が地域によって差があってはいけない。全国一律にきちんと子どもたちが育つ基準は守る、高めていくことが大前提で議論が始まったと理解。現行の仕組みの中で基準を下げていくことを容認しながら協</li> </ul>

議をしていくことに価値はあるのか。

- 議会の中で住民の代表の方がきちんと話し合った中で、仮に一時的には子どもの受入れを優先すべきだろうという住民の声が上回ったとすれば、やはり住民あつての行政なので、住民の意見を最優先すべきではないか。
- 「安心こども基金」は公立の整備は対象にならず、株式会社が整備するときも対象にならない。特に公立でやりたいという市町村にとって財源が確保できないので整備を断念せざるを得ない。基金の要件の緩和のような手段も取り得るだろう。
- 待機児童解消までということと、待機児のいる大都市という「東京等」に限定されたということで、少なくとも国の基準、ナショナルミニマムは守られていると理解しており、緊急避難的にはやむを得ない。ここの議論では仕組みを変えるとともに、保育の質を支える条件の向上を望んでいるので、ここの委員会がメッセージとして発信して保育の質も上げていきたい。
- 不幸にして今回のような経済危機が来てしまって議論が煮詰まらないうちに膨大な待機児童が出てしまったという現状がある。そういった中で緊急避難的に、一時的にということである種やむを得ない部分はある。早急に議論を進めていって、このシステムを作って実を上げていくことを取り決めていかなければならない。
- 今の最低基準であっても自治体でもっと高い基準を目指している所もあるし、認可保育所が実際の最低基準よりも面積も職員配置基準もかなり努力してやっているケースがかなり多いと思う。地方に基準の権限を移譲するだけで、直ちにすべての質が一気に下がってしまうというのは、かなり乱暴な議論。ただ、その恐れはあるので、そのリスクをどうやって回避できるのか、質を落とさないだけでなく、むしろもっと上げるようなインセンティブをより強く示せないのかという視点が大事。
- 従うべき基準となっても、国の基準から条例に移譲することによって、質の切り下げという結果になるのではないかとことを深く懸念。例外なく利用保障をしていく新たな制度と財源保障がセットでないと、地方分権で質を確保しながら量的拡大も図るのは難しい。
- 待機児童は母親が働かずに家で保育している人ばかりではなく、実際に質の低いサービスを受けている子どもたちがいる。少し基準を緩めることにより認可保育所が増えて子どもたちの受けるサービスの質が改善されるのであれば、待機児童のいる間はやむを得ない。とにかく待機児をなくするのが最優先。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ なぜ保育にとって望ましくないことを世論をあげてやろうとしているのか、待機児童をこの 10 年間以上も放置してきて、現場から改革しようという動きが起きてこなかった故に、もう詰め込むしかないというような、非常に乱暴な議論が起きているのではないか。その中で、今まで認可園の枠の中の議論が多かったが、それ以外の子どもたちも含めて、みんなに必要な保育を届けていこうという議論がここで起きている。地方分権でとりあえずこういう結果を出してやるというならば、それをさらに飲み込むようなもっと良い案があるという、世間に投げかけることを急がなくてはならない。</li> <li>○ 最低基準が地方に任されて、すぐに保育の質が下がるわけではないことは確かにそうだが、懸念するのは、各地方で基準がばらばらの場合に、一般財源化されてしまわないか。</li> <li>○ 待機児童の関係で都市部に限ってとのことだが、都市部であるほど最低基準より上乘せした基準で認可を行っている実態がある。果たしてその最低基準を緩和してもどうなるのか。しかし、最低基準は守るべき。</li> <li>○ 現行制度のまま最低基準を財政状況の厳しい地方に移譲することは基準の切り下げにつながるおそれがあるので、移譲は財源保障された新たな保育の仕組みの創設と同時にすべき。また、仮に自治体において条例で国の基準とは異なるものとするを認める場合には、現場の実情を踏まえたものとなるよう、当該自治体の利用者、事業者、子育て支援関係者、専門家などで構成される委員会で検討する仕組みが必要。</li> <li>○ 地方において不利益になるような取扱いを簡単に議会が議決するとは思えない。むしろ、定員の弾力化の縛りを少し取り除いてほしいと思っている市町村が多いのではないか。</li> <li>○ 物的環境を、待機児童を抱える東京等に限り、一時的に対応することであっても、結果として子どもの生まれ育つ場所によって、物的環境（面積基準）を下げることを容認するもの。今回の保育制度改革の前提である「質の担保された量の拡大」という基本条件を崩すもの。</li> </ul>
<p>○ 多様な保育サービスにおける最低基準</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 新しい仕組みの下での短時間や一時預かり、家庭的保育等多様な保育サービスそれぞれについて、一定の基準と、質を担保するための仕組みが必要。</p> </div> <p>◆ 新しい仕組みの下での短時間や一時預かり、家庭的保育等多様な保育サービスそれぞれについて、一定の基準と、質</p>